

参考資料1

特定行為及び看護師の能力認証に係る試案（イメージ）

- 医師又は歯科医師の指示の下、臨床に係る実践的かつ高度な理解力、思考力、判断力その他の能力をもって行わなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為（診療の補助に当たるものに限る。以下「特定行為」という。）に関する規定について、保健師助産師看護師法に位置付ける。

なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。

※ 特定行為の規定方法は限定列举方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯科医師、看護師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定する。

- 看護師は、次のいずれかの場合に限り、特定行為を実施することができる。
 - ・ 厚生労働大臣が指定する研修機関において、実施しようとする特定行為に応じた研修を受けた看護師が、医師又は歯科医師の包括的な指示を受けて実施する場合
 - ・ 看護師が、特定行為を実施しても衛生上危害を生ずるおそれのない業務実施体制の下、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて実施する場合

- 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。

- 特定行為に応じた研修の枠組み（教育内容、単位等）については、指定研修機関の指定基準として省令等で定める。

※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。

- 厚生労働大臣は、指定研修機関の研修を修了した看護師からの申請により、当該研修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付する。

※ 本試案における看護師の能力認証の方法は、指定研修機関における研修を修了したことを看護師籍への登録によって行うものであり、国家資格を新たに創設するものではない。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が行われるまでの流れについて(案)

- 医師又は歯科医師から包括的指示が行われた場合、看護師は事前に作成されたプロトコールに基づいて診療の補助を実施することとなる。
- 医師又は歯科医師からの包括的指示が成立する条件としては、
 - ①プロトコールを適用する患者が医師又は歯科医師により特定されていること
 - ②プロトコールにおいて以下の事項が定められていること
 - ・病態の範囲が明確にされていること
 - ・指示を受ける看護師が理解しうる程度の指示内容が示されていること
 - ・対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていることが必要と考えられる。
- 包括的指示を受けた看護師は、①で特定した患者が②の病態の範囲に合致しているかの確認を行い、
 - ・プロトコールに基づき診療の補助を実施するか
 - ・医師又は歯科医師の指示を改めて求めるかを判断することとなる。
- 具体的指示を受ける看護師は、医師又は歯科医師により、対象の患者が特定されるとともに当該患者の病態の確認が行われる状況で、診療の補助を行う。
- その他、医師又は歯科医師の指示の下、看護師が患者の病態の確認を行い、看護師以外の医療関係職種が診療の補助を行う場合も想定される。

包括的指示・具体的指示が行われてから診療の補助が実施されるまでの流れを整理すると、以下のようになるのではないか。

【包括的指示が行われる場合の流れ】

【①医師又は歯科医師による患者の特定】
医師又は歯科医師が患者を特定した上で、
看護師にプロトコルに基づく診療の補助
を実施するよう指示

【②看護師による患者の病態の確認】
医師又は歯科医師により特定された患者に
ついて、看護師がプロトコルに規定された
病態の範囲にあるか否かの確認を行う。

【③看護師による診療の補助の実施】
看護師が、技術的な難易度又は判断の
難易度が高い診療の補助を実施

【具体的指示が行われる場合の流れ】(医師又は歯科医師による患者の特定の時点で患者の病態の確認までが行われるもの) 1

【①医師又は歯科医師による患者の特定】
医師又は歯科医師が患者を特定した上で、
看護師に診療の補助を実施するよう指示

【②医師又は歯科医師が患者の病態を確認】
医師又は歯科医師が当該患者の病態の確認
まで行う。

【③看護師による診療の補助の実施】
看護師が、技術的な難易度又は判断の
難易度が高い診療の補助を実施

【看護師が患者の病態の確認のみを行い、看護師以外の他の医療関係職種が診療の補助を行う場合の流れ】

【①医師又は歯科医師による
患者の特定】
医師又は歯科医師が患者を特
定した上で、看護師又は他の医
療関係職種に診療の補助を実
施するよう指示

【②看護師による患者の病態の確認】
医師又は歯科医師により特定された患者に
ついて、看護師がプロトコルに規定された
病態の範囲にあるか否かの確認を行う。

↓
確認内容を医師又は歯科医師に報告、
又は他の医療関係職種に伝達

【③他の医療関係職種による診療の補助の実施】
他の医療関係職種が診療の補助を実施